

令和2年9月28日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料
(附属資料)

(令和2年9月24日付託分)

環境農政局

目 次

- 1 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表 1
- 2 神奈川県手数料条例 新旧対照表 4
- 3 かながわ環境整備センターしゃ水施設整備工事の概要 5

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～30（略）	（略）	1～30（略）	（略）
30の2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(7)（略） (8) 条例第113条の3の規定により、環境汚染_____	市（横浜市及び川崎市を除き、左欄(1)及び(4)に掲げる事務のうち(8)から(17)までに掲げる事務（(8)から(16)までに掲げる事務にあっては、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（ダイオキシン類に係るものを除く。以下この項において「水質の汚濁」という。）に限る。）に関するもの、左欄(2)、(3)及び(8)から(16)までに掲げる事務（水質の汚濁_____に限る。）並びに左欄(17)に掲げる事務にあっては相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市に限り、左欄(1)に掲げる事務の	30の2 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務 (1)～(7)（略） (8) 条例第113条の3の規定により、環境汚染（ <u>大気</u> の汚染（ <u>ダイオキシン類</u> に係るものを除く。以下この項において同じ。））、 <u>公共用水域及び地下水の水質の汚濁</u> （ <u>ダイオキシン類</u> 、 <u>全亜鉛</u> 、 <u>有機スズ化合物</u> 、 <u>ノニルフェノール</u> 及び <u>4-オクチルフェノール</u> に係るものを除く。以下この項において「水質の汚濁」という。）並びに <u>ダイオキシン類</u> 及び <u>全亜鉛</u> に係るものに限る。以下この項において <u>同じ</u> 。）を確認した場合において、環境汚染の原因の調査を行い、及び必要な指導をすること。 (9)～(11)（略） (12) 条例第113条の6第1項の規定により、_____環境汚染対策計画_____の報告を受理すること。 (13)～(18)（略）	市（横浜市及び川崎市を除き、左欄(1)及び(4)に掲げる事務のうち(8)から(17)までに掲げる事務（(8)から(16)までに掲げる事務にあっては、 <u>水質の汚濁</u> 及び <u>全亜鉛</u> に係るもの_____に限る。）に関するもの、左欄(2)、(3)及び(8)から(16)までに掲げる事務（ <u>水質の汚濁</u> 及び <u>全亜鉛</u> に係るもの_____に限る。）並びに左欄(17)に掲げる事務にあっては相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市及び大和市に限り、左欄(1)に掲げる事務の

改 正		現 行	
	<p>に関するもの並びに左欄(2)、(3)及び(8)から(16)までに掲げる事務（ダイオキシン類に係るものに限る。） にあつては相模原市及び横須賀市に限る。）</p>		<p>に関するもの並びに左欄(2)、(3)及び(8)から(16)までに掲げる事務（ダイオキシン類に係るものに限る。） にあつては相模原市及び横須賀市に限る。）</p>
31～160 (略)	(略)	31～160 (略)	(略)

2 神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）新旧対照表

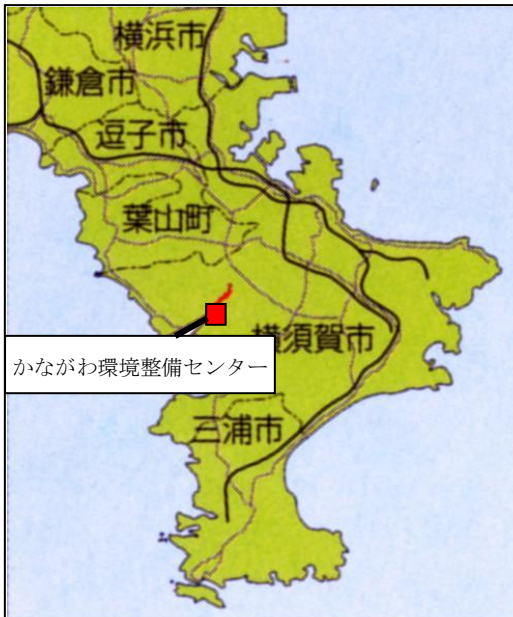
改 正			現 行		
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係			別表（第2条関係） 1～3（略） 4 環境農政局関係		
手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額	手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
1～46（略）			1～46（略）		
47 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴	家畜注射又は家畜薬浴の手数料	(1) 予防注射 ア <u>炭疽</u> (略) イ～オ (略) (2)・(3) (略)	47 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴	家畜注射又は家畜薬浴の手数料	(1) 予防注射 ア <u>炭疽</u> (略) イ～オ (略) (2)・(3) (略)
48～91の27（略）			48～91の27（略）		
91の28 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく農林水産物又は食品（いずれも水産動物（活水産動物以外のもの）にあつては、水産防疫又は冷凍船に係るものに限る。）の衛生証明書の発行	衛生証明書発行手数料	870円	(新設)	(新設)	(新設)
91の29 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく農産物及び水産物（漁船（加工船を除く。）、養殖場等及びベトナム向け最終加工施設等に係る水産物に限る。）の適合施設の認定の申請に対する審査	適合施設認定申請手数料	(1) 立入調査を伴う適合施設の認定 2万900円 (2) 立入調査を伴わない適合施設の認定 1万400円	(新設)	(新設)	(新設)
92～100（略）			92～100（略）		
5（略）			5（略）		

3 かながわ環境整備センターしゃ水施設整備工事の概要

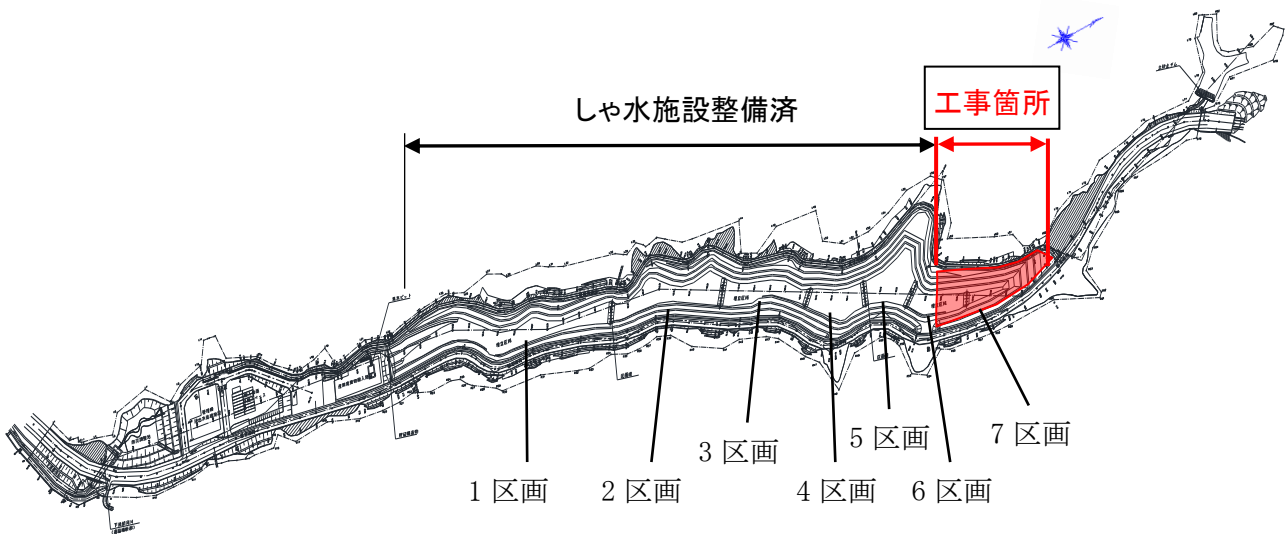
- (1) 工 事 名 称 かながわ環境整備センターしゃ水施設整備工事
- (2) 工 事 場 所 横須賀市芦名 3 丁目1990番地
- (3) 工 事 内 容 しゃ水施設整備工事 一式
- (4) 請負契約金額 5 億6, 924万8, 680円
- (5) 請負契約者名 亀井・相模特定建設工事共同企業体
 代表者 亀井工業株式会社
 代表取締役 亀 井 信 幸
 所在地 茅ヶ崎市南湖 1 丁目 4 番25号

かながわ環境整備センターしゃ水施設整備工事概要図

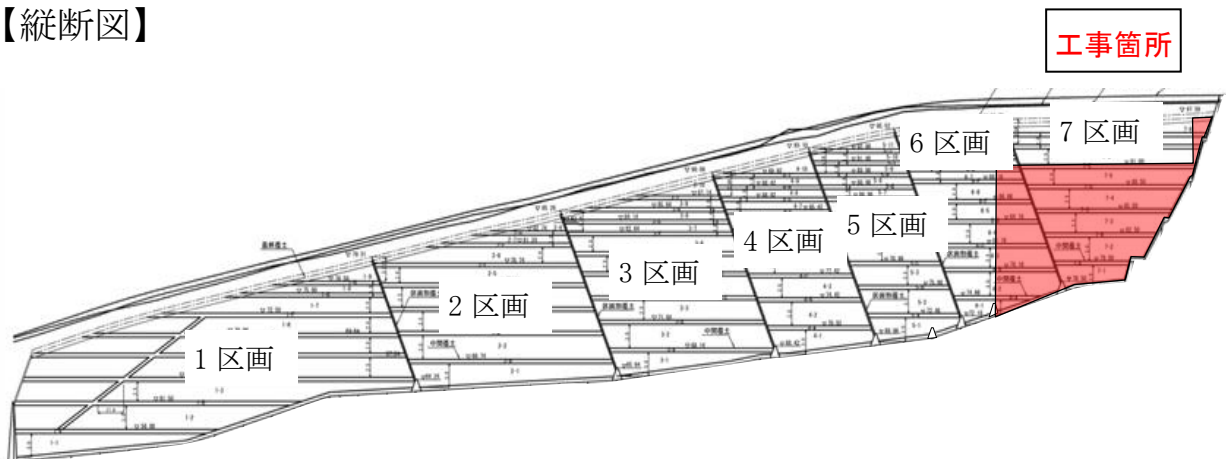
【位置図】



【平面図】



【縦断面図】



入札執行状況調書

工事名称 かながわ環境整備センターしゃ水施設整備工事

- 1 開札年月日 令和2年7月28日
 2 落札額 569,248,680円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 51,749,880円
 3 入札回数 1回
 4 入札参加者及び入札高

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
568,680,000	517,498,800	517,498,800

(単位 円)

業者名	所在地	代表者	入札結果	摘要
			第1回入札高	
亀井・相模特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市南湖	亀井工業(株)	517,498,800	落札
花和産業 林土木工業特定建設工事共同企業体	横須賀市野比	(株)花和産業	517,498,800	
門倉組・エノモト特定建設工事共同企業体	藤沢市辻堂元町	(株)門倉組	517,498,800	
浅岡建設・西建設工業特定建設工事共同企業体	茅ヶ崎市元町	浅岡建設(株)	517,498,800	
宇内・ユタカ特定建設工事共同企業体	横須賀市長坂	宇内建設(株)	517,498,800	
青木あすなろ・岡田特定建設工事共同企業体	東京都千代田区神田美土代町	青木あすなろ建設(株)	517,498,800	
福田組・浜崎特定建設工事共同企業体	新潟県新潟市中央区一番堀通町	(株)福田組	517,498,800	
三井住友・中鉢特定建設工事共同企業体	東京都中央区佃	三井住友建設(株)	517,498,800	
熊谷・下里特定建設工事共同企業体	東京都新宿区津久戸町	(株)熊谷組	517,498,800	
奈良・日栄特定建設工事共同企業体	横浜市港北区新横浜	奈良建設(株)	517,498,800	
名工・ハシックス特定建設工事共同企業体	愛知県名古屋市中村区名駅	名工建設(株)	517,498,800	
アコック・湘南いざわ特定建設工事共同企業体	相模原市緑区橋本	(株)アコック	567,900,000	

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。